

ベネズエラ映画制作庁 (VENEZUELA FILM COMMISSION-V.F.C)がベネズエラにおける撮影許可取得のため海外の製作会社に課する必要事項について

1. ベネズエラにおける代表者となる現地 (ベネズエラ) の製作会社 (あるいは個人業者) と契約をすることは、Centro Nacional Autónomo de Cinematografía (CNAC) のような様々な公的機関の諸許可の取得に必要不可欠である。同社 (者) は、制作前の諸々の案件やロジスティックのアレンジなど、企画により必要となるあらゆる許可取得手続きを行うとともに、いかなる事態にも対処できるよう撮影期間中も同行し、ベネズエラにおける公的・私的機関との間で通訳および仲介役となる。
(別添：V.F.C.が保証する製作会社及び個人の制作業者のリスト)
2. CNAC の一般的な撮影許可を取得するため、撮影申請者は現地コーディネーターを通して V.F.C.に申請書とその他必要書類を提出しなくてはならない。
(別添：申請書コピー)
3. 国立公園や国の代表的な自然景観の撮影許可を取得するため、撮影申請者は現地コーディネーターを通して INPARQUES に申請手続きを行う。科学的プロジェクトの撮影 (テーブルマウンテンの頂上など) に限定した地域や撮影禁止地域 (環境保全地区や自然回復地区) もある。
INPARQUES はプロジェクトの種類や撮影日数によって税金を課している (プロジェクトの予算プラス精勤を考慮すること)。
4. 先住民地区の撮影許可は科学的、人類学的プロジェクトで科学の普及に資するドキュメンタリーなどに限定して与えられる。同許可は、教育省先住民課 (Dirección de Asuntos Indígenas-DAI) が専任する。
5. 一般的規則として、公の場での撮影は、該当局の許可を求めることとする。

海外の製作会社が各々目的の撮影を支障なく行い、ベネズエラの諸機関とのいかなる折衝をも円滑に進めるため、現地の製作会社・制作業者と契約することを CNAC-V. F. C. は推奨する。

Consultaría Jurídica
Centro Nacional Autónomo de Cinematografía-CNAC
Caracas-Venezuela
法務部
国立映像制作庁
カラカス市・ベネズエラ

PERMISO GENERAL DE RODAJE
Planilla de Aplicación
一般撮影許可
申請書

Nombre de la Compañía (Extranjera): 外国制作会社名		
Dirección: 住所	Tel: 電話番号	Fax: ファックス番号
	E-mail: メールアドレス	
Compañía y Productor Local: 現地制作会社名とプロデューサー氏名		
Fecha de Rodaje: 撮影予定日		
Titulo del Proyecto: プロジェクト題名		
Locacion: 場所		
Tipo de Proyecto: プロジェクトの種類		
<input type="checkbox"/> Documental ドキュメンタリー	<input type="checkbox"/> Comercial CM	<input type="checkbox"/> Programa TV テレビ番組
		<input type="checkbox"/> Pelicula 映画
		<input type="checkbox"/> Otro 他
Libreto o Descripción Detallada del Proyecto:(Favor utilizar otra hoja) 撮影計画書・シナリオ(別紙にて提出ください)		
Equipo Tecnico:(Favor anexar fotocopias de visas y pasaportes) スタッフリスト(パスポートとビザのコピーを添付ください)		
Nombre 氏名	Cargo 担当	No. Pasaporte パスポート番号
Presupuesto para Venezuela: US\$ ベネズエラでの予算		
Requisitos Adicionales: ● Registro de Derecho de Autor o Copyright. ● Autorizacion para productor local en Venezuela. ● Autorizacion del Ministerio de Educacion, Direccion Nacional de Asuntos Indigenas-DAI (Si la locacion ha sido declarada Zona Indigena). ● Autorizacion del Instituto Nacional de Parques, INPARQUES (Si la locacion ha sido declarada Parque Nacional). その他必要事項 ● 著作権登録 ● 現地プロデューサーへの許可書 ● (先住民居住地区に立ち入る場合)教育省の先住民課 DAI の許可書 ● (国立公園内の撮影の場合)国立公園協会 INPARQUES の許可書		

追記：この許可は費用を必要としない